

存在論の方法としての Truthmaker 理論はどのような条件を満たすべきか

What Is Required for Truthmaker Theory to Be a Methodology of
Ontology?

吉田佑介

Abstract

The aim of this paper is to clarify how it should be for things to make a proposition true from a metaontological point of view. Recently, some philosophers have shown that a theory of truthmaking can play an important role in ontology as a methodology for revealing what there is.

But, the traditional understanding of truthmaking relation is not suitable for general inquiry into ontology in that it unjustifiably skews our intuition concerning truths and reality and thus narrows the scope of the theory. I will try to make clear the problem and propose an appropriate revision of the formulation of truthmaking relation.

(1) 研究テーマ

本稿のテーマは、存在論の方法として見た Truthmaker 理論（以下、「truthmaker」および「truthmaking」は、「TM」と略記する）が、存在論の方法であるために、どのような仕方で理論化されるべきかというところにある。すなわち、本稿の内容は、TM 理論という存在論における一つの問題領域と、メタ存在論というより大きな問題領域の双方に関わる。

(2) 研究の背景・先行研究

まずは、本稿で扱う TM 理論がどのようなものであるかを一般的な仕方で説明しておきたい。TM 理論とは、「ある種の真理は、何らかの仕方で実在の特徴に基礎づけられている」という直観（以下、これを「実在論的直観」と呼ぶ）に基づいて、ここで成り立つ、実在的対象が命題を真にするという関係（以下、これを「TM 関係」と呼ぶ）がどのようなものであるかを探究するものである。具体的には、TM 理論が扱う問題は、大きく分けて、「TM 関係はどのようなときに成り立つか」「どのような存在者が TM の役割を担うか」「どのような真理が TM をもつか」という三つの問いに分けられる。

本稿の内容は、特に、一つ目の問いと二つ目の問いに関わるので、これらの問いに対する応答を、具体例をあげて説明しておこう。多くの哲学者は、上記の一つ目の問いに対する応答として、従来、必然化 *necessitation* という関係にうったえた様相的特徴づけ（以下、これを「必然化条件」と呼ぶ）を採用してきた。必然化条件とは、次のようなものである。

(NR) i 存在者 x が命題 P の **TM** であるならば、必然的に (x が存在するならば P は真である) ii

この条件は、**TM** が真理の実在的根拠であるためには、その存在が、当該の命題の真理性を保証し、それが偽である可能性を排除するものでなければならないということを明示化したものであるとされる。

二つ目の問いに移ろう。多くの **TM** 論者は、真理の **TM** となる存在者として、事態 *state of affairs* の存在を支持するⁱⁱⁱ。この背景には、上記の (NR) が、**TM** として、命題的存在者とも呼べる存在者を要請するという事実がある。命題的存在者とは、命題を表す文を構成する名前や述語に対応する存在者について、それらが適切な仕方で関連づけられた全体に対応する（以下、このことを「命題にまるごと対応する」と表現する）存在者のことである。

例えば、あるヒロフキヤガエル（「ヒロシ」と呼ぶ）がおり、「ヒロシは黄色い」という文が表す命題（以下、「 S という文が表す命題」を単に「 S という命題」と表記する）が真であるとしよう。この命題の **TM** は何であろうか。普遍者 *universal* の存在を認める哲学者によれば、「ヒロシは黄色い」という命題の真理性は、ヒロシが黄色さの普遍者を例化している *instantiate* ということによって説明される。しかし、ヒロシと黄色さの存在だけでは、先の (NR) は満たされない。ヒロシも黄色さも存在しながら、ヒロシが黄色さの普遍者を例化しないことは可能だからである。ここで、(NR) は、**TM** として、その存在だけで命題の真理を保証する存在者を要求しているのである。こうして、多くの哲学者は、先の真理の **TM** として、個体や普遍者とは区別された、ヒロシが黄色いという事態という命題的存在者を受け入れる。

以上のような **TM** 理論は、それ自体、一つの形而上学的問題領域として、様々な形而上学的問題と関連づけられて、広く論じられてきた。一方で、近年では、「真理と存在者の関係を扱う」というこの理論の本性に着目し、**TM** 理論を、種々の形而上学的問題を統一的に扱う、存在論の方法としてとらえなおそうとする哲学者も現れている^{iv}。

彼らの主張は、しばしば、伝統的な存在論の方法である、クワインの存在

論的コミットメント *ontological commitment* の基準とそれに基づいた言語分析的方法論（以下、「クワイン的方法論」）と対比的な仕方導入される。クワインは、「何があるのか」という問いを存在論的問いとして定式化し、その答えを与えるものとして、存在論的コミットメントという概念を提示した^v。この考え方のもとでは、何が存在するかについての答えは、我々が最終的に採用する理論の量子子の意味によって決定される。したがって、このような問題設定のもとでは、存在論における対立は、言語上の問題をめぐる対立として理解されることになる。これに対し、存在論の方法としての TM 理論を支持する論者は、上記の問題設定を疑い、「何があるのか」という問いの意義や、それに対するクワイン的な言語分析的アプローチを否定する。そして、代わりに、真なる命題の TM を与えることが存在論の本分であると主張する。

(3) 筆者の主張

ここでは、存在論の方法としての TM 理論の具体化の指針を示した上で、(2) で導入された従来の必然化条件 (NR) が抱える問題を指摘し、北村 (2014) を手掛かりに、これを解消する修正案を提示する。先に、TM 理論とその理論的動機としての実在論的直観の関係を確認することで、存在論の方法としての TM 理論のもとで、TM 関係がどのように特徴づけられるべきかについての指針を示しておこう。

第一に、先にも述べた通り、実在論的直観とは、TM 理論の理論的動機であり、それゆえ、その明確化が TM 理論の最大の目的となるところのものである。この意味において、TM 関係は、実在論的直観の内実を正確に定式化するものでなければならない。

一方で、存在論の方法として見た TM 理論は、実在論的直観の明確化を踏まえ、真理の実在的根拠を明らかにする営みから、世界に存在する事物について、一定の示唆を得ようとするものである。ここで注意しなければならないのは、真理の実在的根拠である TM が、どのような種類の存在者であるかについて、実在論的直観自体は、何も含意しないということである。この意味において、メタ存在論における一つの立場としての TM 理論は、それ自体では、真理が何らかの実在的根拠をもつという、真理と実在の関係についてのミニマルな主張のみを含むと考えるべきである。

以上の点を踏まえ、(NR) の問題を見ていこう。先に指摘したいのは、(NR) が命題的存在者の存在を要請する一方で、(NR) が依拠する実在論的直観は、必ずしも命題的存在者の存在を要請しないということである。

(2) で見た、事態の存在論による TM 理論的説明を思い出してみよう。そ

ここでは、「ヒロシは黄色い」という命題の真理性は、ヒロシが黄色さの普遍者を例化しているというアイデアに始まり、(NR)を満たすために、命題にまるごと対応するような存在者として、事態を措定することで説明されたのであった。一方で、単に实在論的直観に説明を与えるだけであれば、事態の存在を持ち出さずとも、それ以前に提示された素朴な説明で事足りるように思われる。すなわち、「真理が何らかの仕方で实在の特徴に基礎づけられている」ということの説明としては、普遍者と個体の間の例化関係を明示すれば、十分にも思われる。もちろん、実際に、命題的存在者を措定せずに、TM理論の対象となる全ての真理に説明が与えられるかは明らかではない。だが、この点についての結論は、实在論的直観から直接導かれるものではないであろう。だとすれば、従来採用されてきた(NR)は、实在論的直観から、過剰な要求を読み込む、厳しすぎる条件であるように思われる^{vi}。

(NR)のもう一つの問題点を見てみよう。それは、(NR)は、实在が、真なる命題を表す文の言語的構造を反映することを要求することで、形而上学の問題を不用意に招くというものである。

先にも見たように、(NR)は、「ヒロシは黄色い」のような述定的真理を説明するために、事態のような命題的存在者の存在を要請するのであった。しかし、(NR)が要請する命題的存在者は、単純な主語述語文に対応するようなものにとどまらない。例えば、「 $Fa \wedge Fb$ 」という連言的真理を考えてみよう。(NR)のもとで、これをその存在だけで真にする存在者とはどのような存在者であろうか。もちろん、「 Fa 」や「 Fb 」に対応するような事態ではない。一方の存在だけでは、(NR)を満足することはできない。だが、(NR)は、二つの存在者が一つの命題のTMになることも許容しない。ここでは、当該の真理のTMとして、「 Fa 」「 Fb 」に対応する事態が合わさった何か、すなわち、連言的な存在者が要請されるように見える。しかし、多くの哲学者が、このような存在者を受け入れることについては、懐疑的であり、例えば、「連言的真理のTMはその連言肢のTMによって与えられる」といった新たな原理を持ち出すことで、連言的存在者から逃れようとする^{vii}。

だが、そのような原理の導入が正当化できたとしても、上記と同様の問いは、連言的真理以外のあらゆる真理について立てることができる。例えば、全称的真理や否定的真理、あるいは、様相的真理のTMはどのような存在者だろうか。それぞれの問いについて、(NR)は、問題の真理をそれだけで真にするような命題的存在者を要請することで、实在のうちに、ある種の言語的構造が反映されることをも要求する。ここで、その都度、前段落のような新たな原理が、アドホックではない仕方で導入できるかは定かではない。

もちろん、これらの真理が実在のうちに根拠をもち、TM を要求するものであるかは自明ではない。だが、この点についての制限は、实在論的直観の明確化としての TM 関係が担うべきではない。真理が実在のうちに根拠をもつということから、特定の真理のみが実在的根拠をもつということは帰結しないからである。したがって、ここでの TM 関係は、どの種類の真理が TM をもつのかについて、さらなる議論に開かれていなければならない。以上の点に鑑みると、(NR) が、真理を表す文の言語的構造をも実在のうちに要請するという事実は、先に述べた真理の実在的根拠についてのミニマルな主張としての TM 理論のあり方と整合しない。

以上の二つの問題点を整理しよう。一つ目の問題点からわかるように、従来採用されてきた TM 関係の特徴づけ (NR) は、实在論的直観の意味するところを超えて、命題的存在者の存在を不可避的に要求する。このことの問題は、それが、TM 関係を、实在論的直観の正確な定式化から遠ざけてしまうだけでなく、説明される真理を表す文の言語的構造に依存して、新たな種類の存在者の存在をも要請することにある。ここで要請される存在者は、それぞれに、固有の形而上学的問題を含んだ、議論の余地のある存在者である。したがって、少なくとも、議論の余地なくそのような存在者の存在を要請してしまう (NR) は、そうではない形式にゆるめられるべきである。

それでは、上記の問題を受けて、(NR) はどのように修正されるべきだろうか。先の二つの問題は、共に、(NR) が、それだけで命題を真にするような、命題的存在者の存在を要請することに起因するのであった。この事実が示唆するのは、次の二つのことである。第一に、ある種の真理の説明責任を全面的に実在の側に押しやるべきではない。すなわち、必然化条件が要求する真理の根拠は、部分的に、説明に必要なだけの存在者を引き合いに出すものである。このためには、その存在だけで命題の真理性を説明することはできないが、一定の条件のもとで、真理の説明に重要な仕方で寄与する TM のあり方を許容する必要がある。第二に、TM は、一個の対象である必要はない。TM がそれだけで命題を真にするものであるという要請は、複数の存在者が合わさって命題を真にする可能性を排除する。このことは、連言的存在者の事例のように、形而上学的に問題含みな対象の存在を導く可能性がある。

以上の二点を踏まえた (NR) の修正案の一例は、北村 (2014)に見出だすことができる。本稿でも、北村による修正案を手掛かりにしたい。北村は、本稿と部分的に類似した論点から、以下のような修正案を提案している。

(NR') 存在者 xx が命題 P の TM であるならば、必然的に、(xx が存

在し、かつ、 xx について Φ が成り立つならば、 P は真である)

ここで、「 xx 」は、複数の対象が合わさって文を真にする可能性を許容する複数変項である。なお、複数変項は、 TM が一個の対象である可能性を排除しない。また、「 Φ 」にはそれが xx について成り立つことで、 P の真理性を保証するような条件を表す記述が入る。つまり、 (NR') を満たすような TM とは、特定の記述的条件 Φ のもとで命題を真にする存在者であると言える。

ところで、北村 (2014) においては、存在者とともに命題を真にする記述 Φ の具体的な特徴づけが与えられていない。この点が明らかにされなければ、 (NR') が、実在論的直観の明確化になっているとは言い難いであろう。

この点の明確化に際して、直ちに問題になるのは、「 xx について Φ が成り立つ」という記述が、複数の対象についての述定であるというところにある。ここでいう複数の対象が実在的である限りにおいて、この述定の正しさもまた、ある種の実在的根拠を要請するように思われる。だとすれば、 (NR) と変わらず、 (NR') も真理の説明責任を実在に全面的に押しつけていることになりかねない。この点が示唆するのは、 Φ は、 (NR') が、真理の説明に際して、実在的根拠と非実在的根拠を選別的に引き合いに出すことを可能にするものでなければならないということである。

そこで、 Φ に入る記述について、「 xx 」に入る存在者に加えて新たな存在者を要請しないような記述」という特徴づけをしておきたい。例えば、「その項となる存在者が存在するとき、それらの間に必然的に成り立つ関係」として理解された内的関係についての記述は、その候補となるであろう。

以上のように (NR) を修正することで、本節の前半で示した問題を回避することができる。すなわち、真理の説明において、 TM を部分的に引き合いに出す (NR') は、その存在だけで真理を保証するような命題的存在者の存在を必ずしも要請しない。また、それゆえ、 (NR') は、真理を表す文の言語的構造を実在のうちに読み込むことも強制しない。以上をもって、 (NR') により、実在論的直観のより正確な定式化を得ることができたと言えよう。

(4) 今後の展望

本稿で提示された (NR') とそれに基づく存在論の方法としての TM 理論は、従来の存在論的議論に、新たな土俵を与える可能性がある。 (NR') によって得られる実在的根拠についてのミニマルな主張のみを含んだ方法論は、それ自体では (命題的存在者のような) 特定の種類の存在者の存在を前提しないという意味で、存在論的にニュートラルでもある。これにより、様々な

存在論的立場を、統一的な観点から比較することが可能になる。

一方で、具体的な存在論的議論に先立って、(NR')に基づいた TM 理論が、存在論的方法論として、従来の方法論とどのように区別されるのかは、明らかにされなければならない。(2)でも述べたように、存在論的方法論としての TM 理論を支持する哲学者は、これをクワイン的方法論と対比的に導入する。だとすれば、クワイン的方法論との相違点が明らかにされて初めて、TM 理論をメタ存在論における実質的な主張として理解することができよう。

また、(NR')は、(4)の前半で示された(NR)の問題点を解消するために導入された。しかし、注 vi でも述べたように、「实在論的直観は命題的存在者を要請しない」という点は、TM 理論それ自体に反対する論者が、TM 理論への批判の材料とする論点でもある。命題的存在者への要請をはずした TM 理論が、なおも(従来の方法論とは区別された)理論的意義をもつということが示されなければ、上記の批判的論者と TM 論者との対立は、「何を TM と呼ぶか」というターミノロジーにおける対立に過ぎないということになる。

ここで、二つの方法論を区別する方法としては、次の二つが考えられる。すなわち、一つは、TM 理論とクワイン的方法論では、同じ問題に対して異なる答えを与えるということを示す道であり、もう一つは、TM 理論の扱う問題がクワイン的方法論の扱う問題と異なるということを示す道である。

前者をとる場合、まずは、「何が存在するのか」というクワインの提示した問いについて、TM 理論が十全な答えを与えうるものであるということを示す必要があるだろう。その上で、この問いに対するアプローチとしての TM 理論の優位性を示さなければならない。もう一つの選択肢をとる場合、存在するもののリストを作ることと、真理の实在的根拠を明らかにすることが別の理論的営みであることを示す必要がある。この場合、クワイン的方法論と TM 理論が相容れない理論的営みなのかという点も、重要になるだろう。

いずれの道をとるにせよ、その方法論的独自性、有用性が明らかにされて初めて、TM 理論は、メタ存在論における一立場として正当化される。そして、その正当性が示されて初めて、(2)で見た「どのような存在者が TM の役割を担うか」「どのような真理が TM をもつか」という二つの問いへの答えも、存在論における有意味な結論として評価できるのではないだろうか。

*本稿の内容は、JSPS 科研費(特別研究員奨励費)(JP17J06386)の助成を受けた研究の成果の一部である。

i 'Necessitation'と'Relation'からイニシャルをとった。

ii この特徴づけからただちに見て取れる通り、多くの哲学者は、必然化条

件を TM 関係の成立の必要条件としてのみ認める。十分条件としての必然化を認めると、全ての存在者が全ての必然的真理の TM であるという帰結が得られてしまうからである。この点については、Cameron (2008: 263-4), Lewis (2001: 604), Restall (1996: 332-3)などを参照。

iii TM としての事態の存在を擁護する代表的な TM 論者としては、Armstrong (1997; 2004)などを参照。また、ここでは取り上げないが、TM としてトロープ trope という存在者を擁護する論者もいる。こちらについては、秋葉 (2014)や Mulligan et al. (1984)などを参照。

iv 例えば、Dyke (2007), Heil (2003), 北村 (2014)などを参照。

v Quine (1948)を参照。

vi 以上の点をもって、TM 理論は無用の長物であるとする批判もある。例えば、Dodd (2002), Hornsby (2005)などを参照。

vii 例えば、Rodriguez-Pereyra (2002, 38-40)を参照。

東京大学

(5) 参考文献

Armstrong, D. M., 1997, *A World of States of Affairs*, Cambridge University Press.

——— 2004, *Truth and Truthmakers*, Cambridge University Press.

Cameron, R. P., 2008, “Truthmakers and Modality,” *Synthese*, 164, 261-280.

Dodd, J., 2002, “Is Truth Supervenient on Being?” *Proceedings of the Aristotelian Society*, 102, 69-86.

Dyke, H., 2007, *Metaphysics and the Representational Fallacy*, Routledge.

Heil, J., 2003, *From an Ontological Point of View*, Oxford University Press.

Hornsby, J., 2005, “Truth without Truthmaking Entities,” in H. Beebe & J. Dodd (eds.), *Truthmakers: The Contemporary Debate*, Clarendon Press, 33-47.

Lewis, D., 2001, “Truthmaking and difference-making,” *Noûs*, 35, 602-15.

Mulligan, K., Simons, P. and Smith, B., 1984, “Truth-Makers,” *Philosophy and Phenomenological Research*, 44, 287-321.

Quine, W. V. O., 1948, “On What There Is,” *Review of Metaphysics*, 2, 21-

36.

Restall, G, 1996, "Truthmakers, entailment and necessity," *Australasian Journal of Philosophy*, 74, 331-340.

Rodriguez-Pereyra, G, 2002, *Resemblance Nominalism: A Solution to the Problem of Universals*, Oxford University Press.

秋葉剛史, 2014, 『真理から存在へ 〈真にするもの〉の形而上学』, 春秋社.

北村直彰, 2014, 「存在論の方法としての Truthmaker 理論」, 『科学哲学』, 47, 1-17.